

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C店（以下「事業場」という。）において、販売員として就労していた。
- 2 請求人によると、入社以来、特定の上司からパワハラといえる不当な扱いを受けてきたことにより、うつ病を発症し、その後悪化したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し、「うつ病」と診断され、平成〇年〇月〇日、E医院に受診し、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、療養補償給付たる療養の給付及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付たる療養の費用（一般診療費）を請求（以下「前回請求」という。）したところ、監督署長は、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、棄却され、更に当審査会に対して再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（平成29年労第54号事件。以下「前裁決」という。）。

- 4 本件は、請求人が前回請求の後続請求として、平成〇年〇月〇日分の療養補償給付たる療養の費用（薬剤費）の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、監督署長は前回処分と同様の理由によりこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案で

ある。

- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

当審査会は、本件疾病について、既に前裁決理由とおおり、業務上の事由によるものとは認められないと判断しており、前回請求と同様に本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かを争点とする本件請求について、前裁決に係る当審査会の判断を変更すべき事情は認められない。

なお、本来、本件処分に係る再審査請求については、前回処分に係る再審査請求と併合して審理を行うべきものであるが、平成28年4月1日付けで改正された労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）の規定に基づいて本件再審査請求の処理を行う必要があるため、これを併合しなかったものである。

3 結論

以上のおおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおおり裁決する。